

要 望 書

令和5年1月

一般社団法人全国給水衛生検査協会

厚生労働省医薬・生活衛生局
水道課長 名倉 良雄 殿

一般社団法人全国給水衛生検査協会
会長 奥村 明雄

水道行政の組織改正に関する要望書

今般、水道行政に関する組織改正の方向付けが明確になり、今後法律、政令、告示などの改正が進められることにより、令和6年4月には、新たな体制に移行されることとなったと承知しています。

これまで、当協会は、厚生労働省のご指導をいただきながら、適切な検査の実施に関し、鋭意努力してまいりました。今回、水道行政の組織改正により、環境省、国土交通省の二つの省庁がかかわる体制に変更されることとなりますが、組織改正後においても、これまで同様、水質検査に関する行政が適切に行われるよう、両省庁の緊密な連携と一体的な運営を行っていただきたく、次の通り要望します。

1 全体的意見

これまで、水道の水質検査に関する行政は、厚生労働省において、一元的に行われてきましたが、今回の組織改正の方向付けがなされたことにより、

環境省、国土交通省に分かれることとなります。そこで、これまでの経緯を踏まえ、水質検査に関わる業務が引き続き、一体的に行われるよう、環境省への水質基準の設定、試験方法の決定、登録検査機関制度の指導業務等水質検査業務の一元化あるいは、両省の緊密な協議体制の明確化により、水質検査業務の一体的運用が行われるべく、措置されるようお願いいたします。

2 個別的意見

(1) これまで、当協会は、厚生労働省のご指導の下で、本部の各種会合、支部での各種会合、本部の各種委員会の開催、本部、支部の研修会の実施等を行う際、厚生労働省や各専門関係機関から必要に応じ、担当職員のご派遣によるご指導をお願いしてきました。また、検査業務の信頼性の核心である検査員の養成事業、精度管理事業及び各種事業の実施に関し本省の係官を派遣して、ご指導をいただくとともに、登録検査機関制度の適切な発展を図るべく、毎年協会において要望書を提出し、ご協議させていただく等ご指導をいただいています。

今後とも両省庁において、同様にご指導をいただくべく、両省庁の緊密な連携により一元的、一体的なご指導を行っていただけるようお願いいたします。

(2) 当協会では、協会活動を推進するため、これまで厚生労働省のご指導

の下で、国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生研究所などの専門機関のご指導をいただいておりますが、今後とも、両省庁の連携に基づく一元的、一体的なご指導をいただき、これら専門機関のご指導が引き続き頂けるようご指導をお願いします。

- (3) 貯水槽水道に関しては、厚生労働省のご指導により、法定検査及びそれ以下の規模の小規模貯水槽水道の検査に関し、都道府県、市の規制への対応についてのご指導、条例の制定による規制の拡大のご指導などにより、その規制の徹底についてご指導いただくとともに、国の主催する全国水道関係担当者会議などによりその徹底を図っていただいておりますが、今後とも、両省庁の緊密で、一元的、一体的な協力の下で、このような体制を維持強化していただけるよう適切にご指導をお願いします。